

浜松市における静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条に規定する
協議に係る意見聴取に関する取扱い要綱

(設置)

第1条 この要綱は、静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第56号)別表第1第26の項の規定により、静岡県生活環境の保全等に関する条例(平成10年条例第44号。)第10条第1項又は第2項に規定する事項について市長に対し協議の申請があった際、その協議を申請した者(以下「協議申請者」という。)に対する意見の聴取及びこれに係る書面の提出について必要な事項を定める。

2 前項に基づく協議の申請があった際は、意見聴取会を設置する。

(出席者)

第2条 意見聴取会は、別表第1に掲げる者が出席し、協議申請者から意見を聴取するものとする。

2 別表第1に掲げる者が出席できない場合には、代理の者が出席してもよいものとする。

3 前2項に定めるもののほか、別表第1に掲げる者が協議の意見聴取に関し必要があると認める者について出席を求めることができる。

(会議の庶務)

第3条 環境保全課長は、意見聴取会の会務を総理する。

2 環境保全課長が事故等により意見聴取会の会務の総理ができないときは、環境保全課長があらかじめ指名する者がその意見聴取会の会務を総理する。

3 意見聴取会は、次のいずれかに該当する場合は、開くことができない。

(1) 別表第1に掲げる者のうちその半数以上が出席できない場合。

(2) 協議申請者の協議事項に係る意見聴取のうち、特にその意見聴取が必要とされる場合に、別表第2中各意見聴取事項を担当する課が出席できない場合。

(意見聴取会の開催)

第4条 意見聴取会は、環境保全課長が別表第1に掲げる者及び協議申請者を招集して開催し、環境保全課長が意見聴取会の進行を行う。

(指示書)

第5条 意見聴取会において第2条に規定する者から指示事項又は意見があった場合には、意見聴取会終了後にこれを指示書(様式第1号)に取りまとめ、速やかに協議申請者に対し通知する。

(回答書)

第6条 前条に規定する指示書を受領した協議申請者は、これに対する回答書(様式第2号)を作成し、これを市長に提出する。

(同意書)

第7条 市長は、前条に規定する回答書の提出があった場合はこれを別表第1に掲げる者

で審議し、全員の同意が得られた際は、速やかに同意書（様式第3号）により協議申請者にその旨を通知する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会の運営に必要な事項は、環境保全課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年9月27日から施行する。

別表第1（第2条関係）

部	課	出席者
環境部	環境政策課	環境政策課長
環境部	環境保全課	環境保全課長
環境部	資源廃棄物政策課	資源廃棄物政策課長
環境部	産業廃棄物対策課	産業廃棄物対策課長
上下水道部	下水道施設課	下水道施設課長

別表第2（第3条関係）

部	課	各意見聴取事項
環境部	環境政策課	環境マネジメントシステム等の導入に関する配慮
環境部	環境保全課	公害等の抑制に関する配慮 指定化学物質の適正な管理に関する配慮
環境部	資源廃棄物政策課	一般廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮
環境部	産業廃棄物対策課	産業廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮
上下水道部	下水道施設課	公害等の抑制に関する配慮 事前協議対象工場等が下水道供用開始区域内にあり、排水による環境負荷量が増加する場合に限る。

様式第1号

浜 第 号
年 月 日

事業所名称

役職名 代表者氏名 様

浜松市長

工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る指示書

年 月 日に提出された工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書に基づき、年 月 日に開催した意見聴取会において、下表のとおり指示事項がありました。指示事項の回答につきましては、様式第2号の形式に基づき作成し、年 月 日までに回答してください。

表 指示事項一覧

担当課 (担当者)	指 示 事 項
環境政策課 ()	
環境保全課 ()	
資源廃棄物政策課 ()	
産業廃棄物対策課 ()	
下水道施設課 ()	
備考	

様式第2号

年 月 日

(あて先) 浜松市長

事業所名称

役職名 代表者氏名

工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る指示書の回答書

年 月 日付けの浜 第 号「工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る指示書」について下表のとおり回答します。

指示事項	
回答	
指示事項	
回答	
指示事項	
回答	
指示事項	
回答	
指示事項	
回答	

様式第3号

浜 第 号
年 月 日

事業所名称

役職名 代表者氏名 様

浜松市長

工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る同意書

年 月 日付けで提出された静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条第 項の規定による工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書について、事業計画における環境への配慮事項について同意いたします。

なお、事業計画を変更する場合は、事前に市役所担当課と協議を行ってください。